

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月23日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市規則第12号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和39年鳥取市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第1項中「在職した」を「勤務した」に改め、同項第2号中「鳥取市公営企業の給与の種類及び基準に関する条例」を「鳥取市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」に改め、同条第2項中「前条第3項の規定を準用する」を「前条第3項各号に掲げる期間に相当する期間を除算する」に改める。

第6条の3第2項中「在職した」を「勤務した」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第6条の2第1項第2号の改正規定は、公布の日から施行する。